

24 庁財第 737 号

平成 25 年 3 月 15 日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿

各都道府県・政令指定都市総務部長 殿

文化庁次長

河村 潤子

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について、「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成 23 年 9 月 30 日付け 23 庁財第 288 号）」及び「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成 24 年 9 月 27 日付け 24 庁財第 414 号）」による依頼に関し、これまでの積極的な御協力に感謝申し上げます。

このたび、埋蔵文化財発掘調査の円滑かつ迅速な実施の観点から、岩手県、宮城県及び福島県からの要望も踏まえ、以下について、御協力いただきたいと考えております。

また、各都道府県教育委員会におかれては、管下の市区町村の教育委員会に周知いただき、協力に向け御尽力くださいますよう、お願いします。

記

1. 派遣職員による発掘調査に関する報告書の作成への支援

被災地において派遣職員が行った発掘調査について、派遣期間内に当該発掘調査に関する報告書の作成まで至らない場合も想定されます。

職員派遣を行っていただいた都道府県等教育委員会におかれては、派遣先地方公共団体の求めに応じて、派遣職員がその派遣期間終了後も報告書の作成を支援できるよう、協力をお願いします。

2. 埋蔵文化財発掘調査における民間会社の活用に向けての支援

埋蔵文化財発掘調査の円滑かつ迅速な実施の観点から、測量の実施、重機や作業員の確保及び管理について民間会社の活用も考えられますが、地域によってはその具体的な方法に関する知見や経験が少ないことが課題となっています。

このような業務に関する知見や経験を有する都道府県等教育委員会におかれ
ては、民間会社の活用に関し、被災地の教育委員会の求めに応じ、担当職員の出張による応援等の協力をお願いします。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係 長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876

※本件は、平成25年3月15日付け（事務連絡）で、国土交通省都市局都市安全課・文化庁文化財部記念物課から関係防災集団促進事業担当課長・関係教育委員会文化財担当課長宛に発出した通知です。

（宛先）岩手県、宮城県、福島県、仙台市

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における
埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて（通知）

このたび、標記の件について問合せを受けましたので下記のとおり周知いたします。
貴管下の関係市町村に対して周知いただくとともに、埋蔵文化財発掘調査の迅速な実施に向けて、引き続き御指導と御協力をお願いいたします。

記

【質問内容】

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業を実施するためには、事業主体となる市町村は、集団移転促進事業計画を国土交通大臣の同意を得て策定することが必要だが、当該事業を実施するにあたって、記録として保存するための埋蔵文化財発掘調査が予定されている場合、当該事業計画に係る国土交通大臣の同意を得る前から当該発掘調査を行うこと（以下「先行調査」という。）は可能か。

【回答】

お問い合わせの先行調査については、当該先行調査の実施についてその対象となっている土地所有者の同意が得られれば、実施することが可能です。また、当該先行調査の費用については、防災集団移転促進事業における事業計画策定費等の調査事業として、復興交付金を使用して実施することが可能です。

○防災集団移転促進事業に係る連絡先

国土交通省都市局都市安全課

広域防災専門官 服部 卓也 (内線32312)

係長 高畑 佳史 (内線32355)

電 話：(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8402

E-Mail : takahata-y27d@mlit.go.jp

○埋蔵文化財発掘調査に係る連絡先

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電 話：(代表) 03-5253-4111 (直通) 03-6734-2876

E-Mail : toshi-h@bunka.go.jp

※本件は、平成２５年３月１５日付け（事務連絡）で、文化庁文化財部記念物課・岩手県教育委員会事務局生涯学習文課から大船渡市教育委員会教育長宛に発出した回答です。なお、本件については、岩手県、宮城県、福島県、仙台市教育長宛に周知しています。

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財
発掘調査に関する取扱いについて（回答）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いや発掘調査の迅速化等に関し、２月２８日に貴市から要望のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

【回答】

要望１．について

今回の震災における埋蔵文化財発掘調査の弾力的な取扱いについては、平成２３年４月２８日付け２３庁財第６１号文化庁次長通知及び平成２４年４月１７日付け２４庁財第６２号文化庁次長通知により周知しています。

御要望の盛土などにより比較的良好な状態で保存できる場合は記録保存を目的とする発掘調査（本発掘調査）を不要とすることは弾力的な取扱いに含まれるものです。

なお、盛土を行う場合には、大規模な盛土では重量による地下遺構・遺物への損壊のほか、柱状改良等地盤対策を伴うことによる地下遺構・遺物への損壊もあり得ますので、発掘調査の要否にあたって御考慮願います。

要望２．（１）及び（２）について

御要望の新しい測量機器や重機の使用は発掘調査の迅速化につながるものであり、積極的に支援してまいりたいと考えています。具体的には、そのような機器を有する会社から賃借して貴市で使用いただく方法のほか、測量そのものを新しい測量機器を有する測量会社に委託することが考えられます。これらの費用については、現在活用いただいている東日本大震災復興交付金で負担することが可能です。

また、このような新しい測量機器の調達や、測量会社への委託に関する具体的な実施を支援する観点から、これらの知見を有する他の地方公共団体職

員を一定期間派遣することを検討しているところであり，発掘調査の迅速化に向けて引き続き支援してまいります。

要望３．（１）について

上記１．で言及していますとおり，今回の震災における埋蔵文化財発掘調査については弾力的な取扱いを依頼しているところであり，御要望の発掘調査報告書の刊行の期限についても柔軟に対応することが適切と考えています。

なお，阪神・淡路大震災時も同様の対応が行われましたが，発掘担当者の記憶の衰退等による非効率化により報告書の刊行が発掘調査終了後から１０年を超えた例もありました。発掘調査の整理作業から報告書刊行までの期間が長期に及ぶことにより，同様の課題が生じることが想定されますので，発掘担当者の負担を軽減できるよう整理作業における外部委託等を行い，冬期期間の効率的な活用にも御留意いただくことが適切と考えています。

要望３．（２）について

今回の埋蔵文化財発掘担当者の派遣においては，いずれの地方公共団体も御要望の報告書の作成支援を前提として協力いただいておりますが，今回の要望を受けて，改めて，関係地方公共団体に依頼しています（平成２５年３月１５日付け２４庁財第７３７号文化庁次長通知）。

要望４．について

御要望に応えられるよう，今後とも対応してまいります。

（本件担当連絡先）

文化庁文化財部記念物課

専 門 官 草野 純一（内線2874）

係 長 堀 敏治（内線4768）

電話：（代表）03－5253－4111

（直通）03－6734－2876

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

文化財専門員 菅 常久（内線6180）

電話：（代表）019－651－3111

（直通）019－629－6170

平成25年2月28日大船渡市教育委員会要望事項

【要望事項】

1. 埋蔵文化財の取扱いに係る弾力的な取扱いを要望いたします。

『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成12年3月31日教文第1341号）』では、発掘調査基準についての基本的な考え方が示されています。例えば『恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人の関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は発掘調査を行う。』として建築物外が挙げられています。

ついでには、盛土等により比較的良好な状態で保存できる場合には、盛土等の取扱いとするなど、調査期間の短縮化ができるように要望いたします。

2. 発掘調査を迅速に実施するための支援について

(1) 発掘調査が迅速に実施できる測量器具（光波）等の支援を要望いたします。

当市においては、発掘調査は重機のほか、ほぼ人力で実施していることから、長期間の調査となっております。ついでには、発掘調査が迅速に実施できる測量器具（光波）等の支援をお願いいたします。

(2) 発掘調査を迅速に実施するための指導・助言を要望いたします。

当市においては、震災以前は開発事業に係る埋蔵文化財調査を実施した事例が少なく埋蔵文化財保護と復旧・復興事業との整合を図る上で、対応に苦慮していることから、御指導・御助言を要望いたします。

3. 発掘調査報告書について

(1) 刊行期限の延長を要望いたします。

報告書の刊行は、報告書の完成が発掘調査の完了であること、調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから、発掘作業終了後、おおむね3年以内に行うとなっております。住民の高台移転などに係る発掘調査を最優先に行わなければならないこと、また調査員が不足している中で、一年を通じて室内整理作業に従事する調査員の確保は困難であることから、発掘調査ができない冬期期間の作業となり、すべての発掘調査事業の報告書を3年以内に刊行することは困難な状況にありますので、刊行期限の延長を要望いたします。

(2) 発掘調査報告書の作成に係る支援を要望いたします。

発掘調査終了後、担当派遣職員は派遣元に戻り、担当者ではない職員が報告書を作成することになります。担当者でなければ作成できない箇所があることから、派遣元に帰ってからも、報告書作成への支援を要望いたします。

4. 今後も職員派遣の継続を要望いたします。

当市の埋蔵文化財調査体制は十分に体制ができていないことから、今年度は当市嘱託職員、他市派遣職員とそれを統率する岩手県内他市職員により、調査を実施いたしました。

平成25年度は、文化庁ルートによる他市職員派遣で、函館市から1名、神戸市から2名、盛岡市から1名が当市に派遣されることになっております。

平成25年度採用予定の新規職員を育成するため、また県外他市派遣職員は東北地方の埋蔵文化財に慣れていないことから、県外他市派遣職員を統率していただくため、今後も県内他市派遣職員に支援いただきたいと考えております。

今後、時間が経過することにより震災が忘れられ、他市からの派遣職員が減少することが懸念されることから、今後とも文化庁ルートにより、被災地への他市からの職員派遣を継続いただきますよう要望いたします。